

専門医制度諸規則改定案 新旧対象表

2023.1.29

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱

旧	新
	<p><u>(従来制度プログラム未修了者の新制度プログラムへの移籍等)</u></p> <p><u>第 25 条 前条により廃止されるプログラムの廃止日に、未修了で在籍する専攻医 は、新制度の家庭医療専門研修プログラムに移籍して研修を継続することができる。同プログラムでの研修を中断した者が再開するときも同様とする。この場合の資格は附則第 23 条に準ずるものとし、手続きや移籍・再開後の研修要件については細則に定める。</u></p>
	<p><u>(従来制度プログラム修了者の専門医認定審査)</u></p> <p><u>第 26 条 「家庭医療専門医の認定に関する細則」(2012 年 10 月 28 日制定) による専門医認定審査は 2026 年に実施するものを最終とする。</u></p> <p><u>2 2027 年以降に従来制度の家庭医療後期研修プログラム修了者が専門医認定審査を受けようとするときは、「新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門医の認定に関する細則」によるものとする。ただし、研究実績の提出は要しない。</u></p> <p><u>3 前項により家庭医療専門医になった者は、専門医の更新の際に所定の基準を満たすことにより、新制度の家庭医療専門研修プログラムを経て取得した家庭医療専門医と同等とみなす。</u></p>

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専攻医の登録に関する細則

旧	新
	<p><u>第 5 条 要綱附則第 25 条の定めにより、旧制度の家庭医療後期研修プログラムから新制度の家庭医療専門研修プログラムに移籍する場合は附則第 2 条に準ずるものとし、事前に本則第 4 条に準じて申請しなければならない。移籍先は移籍前のプログラムと基幹施設が同じプログラムであることを原則とし、この条件に合うプログラムがない場合は他のプログラムへ移籍することができるものとする。</u></p>
	<p><u>第 6 条 前条により新制度の家庭医療専門研修プログラムに移籍する場合、研修修 34 / 90 ページ了要件は原則として新制度の定めに従うものとし、内科、小児科、救急科の領域別研修については附則第 3 条に従う。</u></p> <p><u>2 「家庭医療後期研修プログラムの認定に関する細則」(2011 年 1 月 9 日制定) による家庭医療専門研修は新制度の家庭医療専門研修 I を、「改訂家庭医療後期研修プログラムの認定に関する細則」(2013 年 5 月 17 日制定) による総合診療専門研修 I と II はそれぞれ新制度の家庭医療専門研修 I と II を履修したものとみなし、移籍後は新制度の研修期間のうち未履修期間の研修を行うものとする。</u></p> <p><u>3 プログラム認定細則第 4 条に定める家庭医療専門研修 I の 12 カ月以上連続の研修要件については、次のようにする。</u></p> <p><u>1) 家庭医療専門研修 I に相当する移籍前の研修において 12 カ月以上連続して行っていれば、この研修要件を満たすものとする。</u></p>

	<p><u>2) 1)以外の場合は移籍後に 12 カ月以上の連続研修を行うことを原則とする。</u></p> <p><u>3) 2)のうち、家庭医療専門研修 I の合計期間を 18 カ月とするために移籍後に行わなければならない家庭医療専門研修 I が 12 カ月未満の場合は、移籍後の家庭医療専門研修 I の全期間を連続した研修とすればよいものとする。</u></p>
	<p><u>第 7 条 要綱附則第 25 条により新制度の家庭医療専門研修プログラムで研修を再開するときは本則第 5 条を適用せず、事前に申請しなければならない。また、附則第 2 条に準ずるものとし、研修修了要件については附則第 6 条を準用する。</u></p>

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門研修プログラムに関する細則

旧	新
<p>(Off-the-job training)</p> <p>第 15 条 プログラムは、専攻医が研修の開始から修了までの間に、off-the-job training (Off-JT) として本学会が企画した各領域の講習を受講し以下の単位を取得できるようにしなければならない。</p> <p>1) 臨床 36 単位 うち災害医療とウイメンズヘルスは各 3 単位以上</p> <p>2) 教育 6 単位</p> <p>3) 研究 6 単位</p> <p>4) マネジメント 6 単位</p> <p>2 単位の計算方法は別表に定める。</p> <p>ただし、ウイメンズヘルス 3 単位については、研修の開始から修了までの間に産婦人科研修（定期的な外来研修を含む）を行った場合は免除する。</p>	<p>(Off-the-job training)</p> <p>第 15 条 プログラムは、専攻医が研修の開始から修了までの間に、off-the-job training (Off-JT) として本学会が企画した各領域の講習を受講し以下の単位を取得できるようにしなければならない。</p> <p>1) 臨床 36 単位 うち災害医療、ウイメンズヘルス<u>およびメンタルヘルス</u>は各 3 単位以上</p> <p>2) 教育 6 単位</p> <p>3) 研究 6 単位</p> <p>4) マネジメント 6 単位</p> <p>ただし、ウイメンズヘルス 3 単位については、研修の開始から修了までの間に産婦人科研修（定期的な外来研修を含む）を行った場合は免除する。<u>メンタルヘルス 3 単位については、研修の開始から修了までの間に精神科または心療内科研修（定期的な外来研修を含む）を行った場合は免除する。</u></p>
	<p><u>(メンタルヘルス領域 Off-JT の必修化適用時期)</u></p> <p><u>第 4 条 本則第 15 条に定める Off-JT の必須領域のうちメンタルヘルスの要件は、2023 年 4 月 1 日以降に専門研修を開始する専攻医に適用する。ただし、それ以前に開始した専攻医についても実施できるよう努めなければならない。</u></p>